名称　銚子港西防波堤灯台
位置
所在地　千葉県銚子港（西防波堤外端）
北緯　三五―四四―五三
東経　一四〇―五一―三五
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十七年十一月二十日

名称　伊万里港福島灯標
位置
所在地　伊万里港（城ノ越山の南南西方約一・五キロメートル）
北緯　三三―二一―三六
東経　一二九―四九―二七
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・五メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十七年十一月二十日

名称　浮瀬灯標
位置
所在地　長崎県対馬市（浮瀬）
北緯　三四―二一―二四
東経　一二九―一七―五八
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで七・六メートル
変更年月日　平成二十七年十一月二十日

名称　ＪＸ日鉱日石油基地喜入四号シーバース灯
位置
所在地　鹿児島県喜入港（ＪＸ日鉱日石油基地喜入四号シーバース中央）
北緯　三一―二三―一五
東経　一三〇―三三―四三
変更した事項
光度　実効光度二、七〇〇カンデラ
高さ　平均水面上から灯火まで四二メートル
記事
一　附属施設　副灯一個
(一)　灯質　モールス符号白光毎八秒に一U（・・―）
(二)　光度　実効光度一一〇カンデラ
(三)　光達距離　五・五海里
(四)　高さ　平均水面上から灯火まで七・一メートル
(五)　設置場所　本灯の南南東方約二一六〇メートル
(六)　記事　副灯一個の灯火は、本灯に同期している。
二　ＪＸ日鉱日石油基地株式会社管理
変更年月日　平成二十七年十一月二十日

名称　池尻埼灯台
位置
所在地　島根県隠岐郡隠岐の島町（池尻埼）
北緯　三六―一二―二二
東経　一三三―二二―〇九
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一〇九メートル
変更年月日　平成二十七年十一月二十四日

名称　津戸港防波堤灯台
位置
所在地　島根県隠岐郡隠岐の島町（津戸港防波堤外端）
北緯　三六―〇九―五八
東経　一三三―一四―三五
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで八・三メートル
変更年月日　平成二十七年十一月二十五日

○海上保安庁告示第九十二号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十二月十六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中「

MH930	ベル式212型	ＪＡ　9930	MH919	ＪＡ　919Ａ

」を削り、「

同	同	ＪＡ　919Ａ	同	ＪＡ　920Ａ

」に改める。

別図（一）を削り、別図（三）を別図（二）とし、別図（四）から別図（十三）までを一図ずつ繰り上げる。

附　則

この告示は平成二十七年十二月二十二日から施行する。

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は十二月十一日インド国へ出張のため出発した。

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はインド国へ出張のところ十二月十三日帰朝した。

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣

山本　早苗（高市　早苗）

経済産業大臣林幹雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同

山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣林幹雄海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる（以上十二月十四日）

法務省

○定年退官

横浜区検察庁副検事大越禎は、検察庁法第二十二条の規定により十二月十三日限り定年退官

皇室事項

認証官任命式

十二月十日午後四時四十分、宮中において、検事長伊丹俊彦、同三浦守及び次長検事青沼隆之の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、ギニア国大統領アルファ・コンデ閣下の大統領再任につき、十二月十四日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、平成28年度において人事交流を希望する民間企業を下記により公募します。

平成27年12月16日

人事院事務総長　永長　正士

記

1　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社並びに法第2条第2項第4号の規定に基づき人事院規則で定める法人（信